

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年4月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900105 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000001 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 9 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

平成 9 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 9 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A 事業所から B 事業所に転勤という形で異動となった際の厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、A 事業所の回答及び請求者が保管する勤務証明書等により、請求者は、請求期間において同事業所に継続して勤務し（平成 9 年 4 月 1 日に A 事業所から B 事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 事業所に係るオンライン記録における平成 9 年 2 月の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているものの、事業主が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が平成 9 年 3 月 31 日となっており、事業主は請求者の同被保険者資格喪失届を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について

納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900110 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000002 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、平成 19 年 11 月から平成 20 年 8 月までを 36 万円から 41 万円、同年 9 月から平成 21 年 3 月までを 38 万円から 41 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 11 月から平成 21 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 11 月から平成 21 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、平成 21 年 4 月から同年 7 月までを 38 万円から 41 万円、同年 8 月を 38 万円から 44 万円、同年 9 月から平成 22 年 3 月までを 36 万円から 44 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日まで

私がA社に勤務していた期間に係る年金記録が、支給されていた給与額より低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 4 月 1 日までの期間について、請求者が提出した給与明細書、A社の承継事業所であるB社から提出された請

求者に係る賃金台帳及び請求者の給与振込口座に係る取引履歴により、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成19年11月1日から平成21年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間のうち、平成19年11月から平成21年3月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出及び保険料の納付を行ったか不明であると回答しているが、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う額として当該届書が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成21年4月1日から平成22年4月1日までの期間について、上記給与明細書等により、請求者の給与から源泉控除されていたと確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低い額であることから、厚生年金特例法による年金記録の訂正は認めることができない。

2 請求期間のうち、平成21年4月1日から平成22年4月1日までの期間について、上記給与明細書等から確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成21年4月1日から平成22年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、平成21年4月から同年7月までは38万円から41万円、同年8月は38万円から44万円、同年9月から平成22年3月までは36万円から44万円に訂正し、訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900097 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000003 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 5 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 8 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、別表の第 1 欄のとおりとする。

平成 5 年 7 月から同年 11 月までの期間及び平成 8 年 5 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 5 年 7 月から同年 11 月までの期間及び平成 8 年 5 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 5 年 7 月 1 日から平成 6 年 10 月 1 日までの期間及び平成 8 年 10 月 1 日から平成 9 年 8 月 31 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、別表の第 2 欄のとおりとする。

平成 5 年 7 月から同年 11 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）並びに平成 5 年 12 月から平成 6 年 9 月までの期間及び平成 8 年 10 月から平成 9 年 7 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 5 年 7 月 1 日から平成 9 年 8 月 31 日まで

② 平成 9 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

請求期間①について、A 社における当該期間の標準報酬月額が実際の支給額に比

べて低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

請求期間②について、平成9年8月31日までA社に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の資格喪失年月日が同年8月31日となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成5年7月1日から同年12月1日までの期間及び平成8年5月1日から同年6月1日までの期間について、請求者が提出した給与明細書及び源泉徴収票から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成5年7月1日から同年12月1日までの期間及び平成8年5月1日から同年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料額から、別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

なお、厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成5年7月1日から同年12月1日までの期間及び平成8年5月1日から同年6月1日までの期間に係る届出及び保険料納付については不明である。」旨を回答しているが、請求者が提出した給与明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成5年7月1日から平成6年10月1日までの期間及び平成8年10月1日から平成9年8月31日までの期間については、請求者が提出した給与明細書等から確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額又は上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成5年7月1日から平成6年10月1日までの期間及び平成8年

10月1日から平成9年8月31日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認できる報酬月額から、別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

なお、平成5年7月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）並びに平成5年12月から平成6年9月までの期間及び平成8年10月から平成9年7月までの期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 一方、請求期間①のうち、平成7年6月1日から平成8年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年10月1日までの期間については、上記給与明細書等により、請求者の給与から事業主が源泉控除していたと確認又は推認できる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらない。

また、請求期間①のうち、平成6年11月1日から平成7年6月1日までの期間については、給与明細書により確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、事業主により請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、請求期間①のうち、平成6年10月1日から同年11月1日までの期間については、請求者は給与明細書等の資料を所持していない上、A社の事業主は「請求者の請求期間①に係る届出、保険料納付及び保険料控除の状況は不明である。」旨を回答しており、当該期間に係る資料の提出もないことから、当該期間における給与支給額等を確認又は推認することができない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求期間①のうち、平成6年10月1日から平成8年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年10月1日までの期間に対応した請求者が主張する報酬月額に係る届出が社会保険事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われたことの実を確認又は推認することができず、また、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 請求期間②について、請求者が提出した平成9年分給与所得の源泉徴収票には、請求者がA社を平成9年8月31日に退職し、同年9月1日からB社に就職した記

載があることから、請求者が請求期間②においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によるとA社は平成9年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、請求期間②において同社が適用事業所でないことが確認できる。

また、請求者が提出した平成9年8月度給与明細書から、請求期間②に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、事業主は「請求者の請求期間②に係る届出、保険料納付及び保険料控除の状況については不明である。」旨を回答していることから、請求者の請求期間②における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間②に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900097 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000003 号

訂正期間	訂正前の 標準報酬月額	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法 訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (75 条本文) 訂正後の 標準報酬月額
平成 5 年 7 月 1 日から 同年 12 月 1 日まで	11 万 8,000 円	26 万円	28 万円
平成 5 年 12 月 1 日から 平成 6 年 10 月 1 日まで		—	28 万円
平成 8 年 5 月 1 日から 同年 6 月 1 日まで		38 万円	—
平成 8 年 10 月 1 日から 平成 9 年 8 月 31 日まで		—	41 万円

注 第 1 欄については、年金額に反映される標準報酬月額であり、第 2 欄については、実際に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額であり、年金額に反映されない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900103 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2000001 号

第 1 結論

請求期間（平成 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間又は平成 5 年 7 月 16 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間のうちの 12 か月）については、国民年金保険料を納付した期間に訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間又は平成 5 年 7 月 16 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間のうちの 12 か月
平成 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間又は平成 5 年 7 月 16 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間のうち、時期ははっきりしないが、約 1 年分の国民年金保険料を納付した記憶があるのに、納付した記録が全く無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録、A 市 B 区が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿及び A 市の回答から、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 8 月頃に同市 B 区で払い出されたと推認でき、この頃に初めて国民年金の加入手続きが行われたと考えられ、当該加入手続き時点で、平成 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない上、上記被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、オンライン記録によると、平成 5 年 7 月 16 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間に係る国民年金保険料は未納と記録されている上、オンライン記録による氏名検索を行っても、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を納付した時期、金額及び納付場所等を記憶していないことから、請求者の請求期間における保険料納付の状況等を確認することができない。

加えて、平成9年1月1日から平成21年1月1日までの期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成14年4月以降は、国民年金保険料の収納業務が国に一元化されたことを踏まえると、年金記録の過誤は考え難い。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900078 号

厚生局事案番号：中国四国（脱）第 2000001 号

第 1 結論

昭和 34 年 3 月 1 日から昭和 36 年 5 月 23 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から昭和 36 年 5 月 23 日まで

私が A 社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金の請求を行った記憶も受け取った記憶もないので、請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の脱退手当金は、オンライン記録及び A 社における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社における請求者の被保険者資格喪失届を B 社会保険事務所（当時）が受け付けた日から約 8 か月後の昭和 38 年 5 月 7 日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りはない。

なお、脱退手当金の支給決定日と脱退手当金を受け取った日は、必ずしも一致するとは限らない。

また、A 社は既に全喪しており、所在確認できた元取締役 2 名に文書照会したが、請求期間当時の脱退手当金の手続について回答は得られない。

さらに、請求者から資料の確認及び事情を聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。